

新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成24年12月12日（水曜日）

総合政策特別委員会

日時 平成24年12月12日（水曜日） 午後4時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総合政策部
第153号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長	鈴木達雄	副委員長	中根正光			
委員	下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	長田共永	加藤芳夫
	鈴木司郎	鈴木真澄	丸山隆弘	森 孝	滝川健司	菊地勝昭
	荒川修吉					
議長	夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総合政策部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 遠山広美

開 会 午後4時00分

○鈴木達雄委員長 ただいまから総合政策特別委員会を開会いたします。

本日は、10日の本会議において本委員会に付託されました第153号議案 新城市自治基本条例の制定について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

それでは、第153号議案 新城市自治基本条例の制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、まず確認しますが、条例のところどころに、別の条例で定める、別で定めるところが幾つかありますが、これは別で定める内容によっては、この条例の判断に左右されるというのがあるんですが、それが示されていない中で判断をしなければいけないんですが、別で定める、いつ我々に示されるのか。その示された内容によっては、また疑義が生じる可能性がある。その辺の見解について。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 定められていない幾つかの条例ということでございますけれども、それにつきましては、まず、いつごろ示すかからお答えをさせていただきたいと思いますが、順次整理はしていきたいと考えております。期日につきましては、まだ具体的にいつということは言えませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、別の条例が示されないと、この条例が判断できないというお話でございますけれども、この条例を認めていただいた後に、その条例ごとに判断していただければよろしいかと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 判断できないというか、判断できない部分もあるし、判断に影響を与え

る可能性がある部分もあるという、その辺はやはり、本当にこの条例をちゃんと皆さんが理解して、議決していただきたいと思うものだから、やっぱりあわせて示すのが本意ではないのかという。手続き上は、こういう別に定めるものを示さなくても、この条例を審査してもらって、議決することが他の条例では可能かもしれませんけれども、他の条例とは違う部分も我々、疑問に感じていますので、そういうこともやっぱりあわせて示すのが、この条例を提出する側のやっぱり熱意と誠意じゃないですかということを思っています。

○鈴木達雄委員長 山崎部長。

○山崎敏勝総合政策部長 時期でございますが、具体的にお示しできるものと、現在お示しできないものとございます。これについて、まず具体的に今、考えておるといことは、市民自治会議の設置について別に定めますということにしておりますが、これにつきましては、3月議会に別の条例ということでお願いする予定をしております。

あと、まちづくり集会の実行委員会に関する要綱等でございますが、これにつきましても、これは案でございますが、案を年度内に作成していきたいと考えております。

もう一つの住民投票の関係でございますが、これにつきましては、大きな方針として今回示させていただいております、これの提案時期というものにつきましては、できるだけ早くやっていきたいとは思っておりますが、現在、ちょっとお示しすることはできないという状況でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今三つ、答弁していただきましたけれども、順次できているものと、できていないもの、予定がわかっているものと、予定を言えないもの。

住民投票については、また本会議のときでも質疑しましたけれども、やっぱり3分の1の市民を、何が重要事項かという判断は明確

にしていかないと、でしょうけれども、3分の1の署名が集まった案件が重要事項かどうか、逆解釈をしますけれども、そうしていた場合に、3分の1で住民投票を、常設型になりますから、議会の審査とかになって、実施しなければいけない、3,000万円のお金をかけて実施するわけですから。3,000万円で全市の有権者を対象に住民投票を行いますよね。投票率が、今回もしましたけれども、その有効性を考える。一般の選挙の場合は、投票率が低ければ当選無効ということはないですけれども、今回の場合は、ある程度、投票率で区切っておかないと、例えば投票率がかなり低くて、10%の投票率で過半数で可決しましたで、それが果たしてどうかという、市民の総意なのかという問題がありますので、ただ、この前の答弁だと50%を考えているというご答弁をいただいて。約2万人の有権者として50%といいますと1万人の投票が入って、1万人の投票があつて、住民投票ですと過半数ですと半分ということは、1万人の半分、5,000人の重要な案件に対する意思が示された。それは、重要な案件として市民の総意という解釈になるのか、ならないのかの判断があるでしょうけれども、結局、そういう数字的なこと、そういう可能性も出てきてしまうという現実がある。その辺のことも、市民会議の皆さんも重々理解した上で、そういう点をされていると思いますけれども。

そういった形で、例えばある重要な課題について答えが出された場合、尊重するという、市長も議会も住民投票の結果を尊重しますと書いてありますので、当然、法的な拘束力はないということでもいいでしょうけれども、その法的な拘束力はなくても、私は政治的な拘束力が発生してしまう。それで、そういう状況になったときに、本当に今、議会として正しい判断をしていく上で、政治的拘束力が影響すると、そんな危惧を抱いておる。ですの

で、よっぽど慎重に対応しないと、3分の1でハードルを高くしたからいいんじゃないかというレベルでは、私はまずいと思います。その辺についての見解を再度、数字的なことを申し上げましたけれども、そういうことを踏まえて、もう一回見解をお願いしたい。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 この住民投票につきましては、直接民主主義制度の中の間接民主制を補完するというで考えておまして、信託した意見と市政が沿っているかを確認する意味ということでありまして。例えば、5,000人という判断であったとしても、最終的にやはりそれを判断するというのは、議会側が判断すべきだとは考えております。ただ、今言われているように、政治的な拘束力があるのではないかということについてでございますけれども、それにつきましても、やはり間接民主主義である議会民主主義というもので判断していただければよろしいかと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 投票に行かないという意味表示もあると考えれば、その数字だけではないという部分も理解できます。一般的に、住民投票になる案件というのは、こういった言い方は何なんですけれど、反対側の方が運動を起こすもので、ある重要な案件に対して、賛成側の人が住民投票をもめてやるということはまずないです。そういったときに、賛成側の人がちゃんと意思表示をしてくれればいいけれど、投票に行かないという意思表示の場合、やっぱりいろんな判断、それは我々議会が、常日ごろの活動の中でそういった情報収集しながら・・・。判断しなければいけないと。

重々仕組みはわかっている、間接民主主義を補完する直接民主主義とおっしゃいましたけれども、今の制度が補完する部分ということなんで、仕組み的には大変。それをあえて、

そうやって直接的な部分で補完しなければいけないか。なぜ、補完しなければいけないか。必要性は、どういうふうな。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 それが、基本的に3分の1の民意といいたいでしょうか、連署と言いたいでしょうか。それが出たということが、やはりそういうことを示していると考えておりますけれども。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういうことを聞いているんじゃないで、3分の1あるから補完しているとか、そういうんじゃないで、間接民主主義の世界で、仕組みとして日本の仕組みがそうなっている中で、直接民主的な補完する部分を求める理由、しなきゃいけない理由をどう考えているのかという。3分の1が集まるから、どうのこうのということ聞いているものではないです。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 これも先ほど言いましたように、信託した意思と市政が沿っているかどうかということの確認ということで、そういう意味だと思います。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 なかなか、言いにくい部分があると思いますので、やっぱり行政と議会と信頼関係に入らざるを得ないのかもしれないけれど、そこは触れないでおいたほうがいいのかなと思いますけれど、なかなか言いにくいことですから。それでは、ちょっと、ほかに誰か、ワンクッションおいてくれる。

○鈴木達雄委員長 長田委員。

○長田共永委員 改めて、この条例の本条への最高規範性をちょっと確認させていただきたいんですが、本条例においてのこちらの条例というのは、最高規範性というのは改めてあるのか、ないのか。どういったことを思っているか、行政において。それを確認させてください。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 これにつきましては、一つの条例ということになりますので、どちらに優劣があるというような形ではないと思うんですけれども、ただ、この基本条例の趣旨を尊重しまして、ほかの条例については規則、条例等については制定や改正をするに当たりまして、この条例を尊重するという形で第3条で位置付けておりますので、そういう面から言いますと、最高規範性がある部分もあると考えております。

○鈴木達雄委員長 長田委員。

○長田共永委員 最高規範性については、多くの議論が各自治体においてもいろいろあるわけなんです、それ以上に、この条例の理念をいかに市民に広げるかというところが肝要になってくるかと思えます。そうした上において、先ほどから議論になっているまちづくり会議と常設の住民投票条例だけで、果たして本来の自治基本条例の理念が市民に広がるかどうか。これをやはり誰が委員で、もちろん、我々もするだろうし、行政もするだろうし、そして市民もかかわってやっていくわけなんだが、その手法がまちづくり会議と常設の住民投票だけでは弱いんじゃないかと。この理念をいかに広げるかという点を今、行政ではどのように思い描いているのか、そこをお願いしたい。

なぜ、こういうことを聞くかということ、やはりこれは、市民の役割とか責務とうたってあるからには、やはりこの責任を、これは条例を認めた我々も担保しなければいけないし、それを広げていかなければ、全く理念が広げられなければ意味がないということがありますので、そこの広げ方を、この理念を広げるためにどうしたらいいかということ。まちづくり会議と住民投票で、けっこうですけど、それ以外にもし考えられれば教えてください。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 今、近々で考え

ておることをございますけれども、条例が可決されれば、解説版等を作成いたしまして、全戸配付するというようなことを今、考えております。

○鈴木達雄委員長 長田委員。

○長田共永委員 まいたり、ネットに載せるだけじゃ、全く意味がないというのは、これは意見として申し上げるが、例えば、やはりいまだに制定されていない市民憲章だとか、そうした部分において、全くこれは合併後、市民憲章等、市の花と市のカエルとか決めたわけなんです、やはり市民憲章だとか、こうした理念を簡単にわかるところで、皆様方に周知できる場所、そしてわかる条文、そうしたものが必要だなと個人的に思っておりますので、そういった点を簡単にわかる、市民が知る、いろんな場所で知る機会だとか。各戸にいろんなダイジェスト版をまいても、まいてもという言い方は悪いな、それをより、いかに浸透していくかという方策がほかにもあると思いますので、考えていただきたいと思えます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 回答はよろしいですか。

長田委員。

○長田共永委員 はい。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田たつや委員 2条のところに、住民は市内に住所を有する者とありますけれど、当然このまちづくりが基本となっているとは思われますが、どうも、住民とそういうものの関係も十分考えられるんですけど、今、新城から離れている方で土地をこの新城市内に持っている方とか、ここから出ていった人でふるさと納税をしている方もあると思うんです。そういう人たちも、まちづくりに参加できるような機会は十分必要だと思うんですが、市内と違って、税金を納める。税金を納

めるというのは、新城市のために協力しているという方なんですけれど、住民の定義のところの中で、納税に関するものというのがないような気がするんですけども、どのように判断されましたでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 今、山田委員が言われたのは、多分、第9条になろうかと思えます。第9条のところに、協力者ということ定義しております。市民、議会、及び行政は、市、市民以外の人、または団体であって、まちづくりに協力するようにまちづくりの多様な参加の機会を与えますということで、この条文のところで、そういう方の参加も機会を与えるということで規定しております。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そうしますと、機会が与えられるということなんですけれども、これは先ほど言ったように、インターネットとかそういうものを使うとは思いますが、住んでいない方にどう知らしめるようにする、そういう方法も考えられたと思えますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 当然、こういうことで、協力者につきましては、やっぱり新城市について関心を持たれているという方と理解しますので、今言ったインターネット等によりまして、周知することも一つの手かなとは思っております。

○鈴木達雄委員長 その他、質疑はありますか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 今の山田委員の協力者のところですけど、まちづくりの多様な参加の機会を与えることができます。具体的に、この多様な参加の機会というのは、どういうことを言われるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 これも、いろい

ろなケースが考えられるということで、多様ということにさせていただいておるんですけども、例を挙げれば、ワークショップの参加であったりとか、アンケートであったりというようなもの、いろいろ、そのケース・バイ・ケースになろうかと思いますが。

○鈴木達雄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 それを参加というような、多様な参加の機会の中では、本当に、例えば市民まちづくり集会への参加とか、住民投票はあれですけど、その辺の参加のところが余り協力者の方たちには、これは案内を、例えば市民まちづくり集会を今度こういうことでやりますと言ったときに、この協力者の方たちに案内を出して、一緒にどうですかというようなことも考えてはみえるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 この9条で、機会を与えることができるということになっておりますので、そういう場合については、こちらから与えるというような形にすれば、市民まちづくり集会に参加は可能だと考えます。

○鈴木達雄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 私も条例のところで質問したところですが、年齢、20歳以上の日本国籍を有する住民の、例えば市民まちづくり集会の開催を請求するときにそういう制限があるとか、住民投票を3分の1以上、かなり高いハードルで、実施を請求するときに、20歳以上の日本国籍を有する住民という、ハードルはあるわけですが。例えばこの条例をつくるときに、参加のところで地域自治区の設置というのがあるんですけども、今回、地域自治区の設置のところで市民活動のところは、16歳以上の人たちがまちづくりに市民活動でお金を、予算を、つけてもらって、活動をしていってもいいですよという、そういう地域自治区の中では、かなりそういう年齢も下げて、ある意味、税金を使うということで責任もかかるところに、参加のそうい

うのを認めておきながら、今回の自治基本条例がこういうところで制限をかけてあるというところで、私はちょっと残念な思いがあるというか。できれば、市民まちづくりという部分で言ったら、地域自治区はそういう形で認めているのなら、ここは本当は地域自治区で出してきた、そういういろんな制度を条例の中に出てきて、条例の中じゃないですけど、話し合われていくことと、それから、この自治基本条例のところはどれだけ一緒にこの条例をつくり上げてきたかというところ。企画課の中で、地域自治区、一方この参加の一つの方法に、地域自治区の設置というのがあるんですが、ここまで来るまでに一緒に歩みを出せるかという。そこのところは、大変、ちょっと内容が、余りにもそこのところの参加の制限がちょっと違うということで、私の中ではもう少し一緒にやってこれなかったのかというのを、その辺については総合政策部はどういうふうに考えてみえるのかお聞きします。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 まちづくり市民会議の出席要件というのは、市民ということになっております。そのことから言えば、16歳でも、15歳でも、年齢等についての制限というのは何らしているものではありません。自由に参加もできますし、発言もしていただいて結構だといたします。ただ、開催については、やはりこれは直接請求ということにもなりますので、これについては20歳以上の日本国籍を有する住民ということで限定をさせていただいたというものであります。

○鈴木達雄委員長 よろしいですか。

その他の質疑はありますか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと、細かな部分を確認しますけれど、企画から連絡がいつているかと思いますが、第22条総合計画等の中ですけれども、2で「市長は、基本構想、基

本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。」これは、市民参加を保障するとまで書いてありますけれども、参加とはどういうことを想定しているのか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 参加につきましては、計画等の策定と考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 策定ということであれば、総合計画の審議会委員との関連も出てきますけれども、そんな話は聞いておるのか。本定例会に、第159号議案で総合計画審議会条例の改正の中で、構成委員の条件の中に、今では9割はなかったですけれども、改正で市内に住所を有する者という部分になっておりまして、要するにここで自治基本条例で定義している市民、要するに第2条の(2)の市民でいきますと、在住、在勤の人も市民になるわけですが、その市民参加の機会を保障する。基本構想、基本計画を策定するということは、総合計画審議会の役割だと思うんです。一方では、その参加の機会を保障しますと言いながら、本定例会に出された総合計画審議会条例の一部改正では、在勤、在学の人を排除しておるわけです。その辺についてはどうお考えですか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 ただいまの総合計画審議会につきましてはの事務分掌をご覧いただきますと、調査、審議であるということになっております。調査、審議といいますと、調査するものは調査、審議は議論するということで、策定という部分は入っていないと解釈しております。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、自治基本条例で定めている市民参加の機会を保障しますという参加は、策定に参加というのは特になくて、どういった参加を保障していますか。

○鈴木達雄委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 ここでは、施策の基本となる計画を策定するに当たってはということで、策定するために意見を聞くであとか、ワークショップに参加するとか、そういうことを保障するという理解でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、総合計画審議会には、そういう方たちは入れないというふうに解釈をしてよろしいのか。もちろん条文だけでは、そこまでは理解がなかなかしにくいんですけども。審議会の条例では調査研究だけで、策定はまあ、ここには要するに自治基本条例でいう審議は入れないという、の一部ですと。住所を有しない在勤、在学を排除するという、これも参加の機会の一つですよ、審議会に参加する。審議会に参加すること、委員になることも参加の一つの手法だと思いますが、それには参加させないということですよ、今の、こちらの委員会の要件からいくと。在勤、在学は対象にしていません、させないということ。だけど、こちらの自治基本条例の文章を読んだだけでは、そこまではわかりませんよね、書いてないですから、そういうふうに参加できるともとれます。どうします、そういう在勤、在学の方が、自治基本条例の参加を保障すると書いてあるじゃない、俺もメンバーに入れてくれよと言ってきました、はい、どうします。

○鈴木達雄委員長 山崎部長。

○山崎敏勝総合政策部長 ここで、総合計画等ということで、いわゆるいろんな市の策定や計画に当たって、その基本構想だとか、基本計画、そうしたものをやるときには、市民の参加の機会を与えますということで、いろんな計画の策定に当たって、市民の声を聞くための機会を設けろということを位置付けております。そうした中で、いわゆる検討会議みたいなものを設けて検討するときには、そ

うした方も参加できますよと、またパブコメ等にも参加できますよと、そうしたものが市民参加の機会だと考えておられて、その中の審議会のような形のものまで、ここで言う市民参加という形では考えていないということでございます。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それは、あなたたちの都合で考えた捉え方ですけど、この文章を読んだだけではわかりませんよ。参加を保障してくれると書いてある。だったら、保障しろよと言われたときに、いや、そうは私たちは考えてないわ、いや、そう考えてません、通らないよ。そこをちゃんと明確にしておくべきですし、それは総務消防委員会の審査のときにもそちらでも言ったけれど、自治基本条例に参加しますと書いてあるのをどうするだとか、やっぱり明快には答えが出せませんで、話を聞くとかそういったごまかしで、参加の機会を保障しますなんて、そうじゃない捉え方もできちゃうから、その辺を山崎さんはそう思っても、山崎さんがいなくなって次の人はどうしましょうじゃ困るかもわかりません。代がかわっていったら、説明できなくなっちゃいますからね。あなたもいつまでも、定年になればいなくなる。そういうことを言われないように、ちゃんとしておくべきではないですかと言うんです。ああしろこうしろとは言いませんけれども、そういう誤解を招かない、うがった見方をされないような、ちゃんとしたことをすべきかなと。それ以上は。

○鈴木達雄委員長 山崎部長。

○山崎敏勝総合政策部長 おっしゃる意味はわかります。そこで、私どもも、この条例の解釈について、人がかわったときにどうかということがないようにということで、いわゆるこの解説書をつくらうと考えておられて、そうしたのもをもって引き継いでいく。必要によってはそれを修正して、またいろいろお示ししてというようなことを考えておられ

て、そういうことがないように取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういう形で、なかなかこの条文だけではその裏にあるというか、表現できない部分ですとか、細かいことが解説できるようによく理解していただくような形でいかないと、誤解を招く表現もありますし、本会議でも聞きました市民の取扱いの問題でも、やっぱりまちづくりの担い手、あるいはプレーヤーとしての市民という捉え方でいけば、その範疇でもいいでしょうけれど、やっぱり義務と権利、受益と負担の関係を考えたときには、これはふさわしくない部分も当然生じますので、そういうこともやっぱり理解していただくような解説なりをして、誤解を招かないようなものにしていただきたいと。

○鈴木達雄委員長 どうでしょうか。それじゃあ、意見ということで。

ほかに質疑はありますか。

山田委員。

○山田たつや委員 先ほど前崎委員の話の中で、住民投票のことなんですが、非常にハードルが高くなったような感じを私は受けます。現在、自治法では50分の1ですかね、有権者の。そうすると、新城市だと有権者が4万人だとすると、800名で議会へ提案、条例の提案を出して、これを議会で決めていくと。選挙とは違って、この住民投票をする場合、多額のお金がかかるということなんですが、3分の1で1万2,000人にすれば、すぐやっていただけるということなんですけれど、実際、この1万2,000人って言うと、何か骨抜きのような感じがするんです。実際、集まるかというのはやって、やるか、やらないかというのはこれからの問題なんですが。4条で、市民主役の原則には一人一人がまちづくりとあるんですが、この住民投票というのは、捉え方によっては乱用されたりするということで、この1万2,000人、そういうようなことだと

いうことをお聞きしたんですが、これは住民投票にまず行かない、その意見もあると思うんです。住民投票ができるまで未満の、そういう意見ということについての取扱いは入ってないんですか。その辺はどのような、住民投票未満の人数的な問題のことをちょっとお聞きしたいんですけど。

〔「そんなの議会で、我々がやること。

議員の仕事、そこまでの声だったら」という声あり〕

○鈴木達雄委員長 ということですけど、どうですか。

○鈴木達雄委員長 山崎部長。

○山崎敏勝総合政策部長 市民ニーズの把握ということにつきましては、私どももそうした任務を負っていますし、またそれにつきましては先ほども、ただいまも声が出ました委員の皆さんも、そうしたことに努めていただいておりますので、そうした中で市民ニーズを把握し、実行していくということだろうと思っております。

○鈴木達雄委員長 その他、質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 それでは、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第153号議案を採決いたします。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、第153号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総合政策特別委員会を閉会といたします。

閉 会 午後4時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総合政策特別委員会委員長 鈴木達雄